

経営状況シート

法人名：公益財団法人 高知県農業公社

主管課名：農業扱い手支援課

所 在 地	高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階		
電 話 番 号	088-823-8618 F A X 番 号 088-824-8593		
ホーメー・ジ	URL : http://www.kochi-apc.or.jp		
設立年月日	昭和47年6月1日	代表者職氏名	理事長 池上 隆章
沿革	和 農業公社設立 昭和47年 9月 農地保有合理化法人として指定 平成 7年 6月 青年農業者等育成センターとして指定 平成24年 4月 公益財団法人高知県農業公社に移行 平成26年 3月 農地中間管理機構として指定	千円 千円	(県以外の主な出資者)
設立目的	高知県における農業の振興を図るため、農地の流動化、農業基盤の整備、農業の担い手育成確保、農業構造の改善等を推進し、農業者の経済的・社会的地位の向上並びに地域社会の発展及び県土の有効利用に寄与することを目的とする。	事業内容	(1)効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農地の利用集積を促進する農地中間管理事業 (2)農地売買等事業などの実施により農地の流動化を促進する農地流動化事業 (3)新規就農者支援を行うための新規就農総合対策事業
I 正味財産増減計算書	(単位:千円)		
	5年度決算	6年度決算	7年度予算
一般正味財産増減の部			
経常収益 a	182,168	222,297	256,487
基本財産運用益	0	0	1
特定資産運用益	0	0	0
受取会費	0	0	0
事業収益	83,314	118,430	115,514
受取補助金	96,853	101,820	139,972
受取寄附金	0	0	0
その他収益	2,001	2,047	1,000
経常費用 b	181,876	221,456	256,716
事業費	171,720	210,878	245,668
うち減価償却費	62	92	0
管理費	10,156	10,578	11,048
うち減価償却費	0	0	0
その他費用	0	0	0
当期経常増減 c=a-b	292	841	▲ 229
経常外収益	0	0	0
経常外費用	2,560	0	0
当期経常外増減 d	▲ 2,560	0	0
当期一般正味財産増減額 e=c+d	▲ 2,268	841	▲ 229
指定正味財産増減の部	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
一般正味財産への振替	0	0	0
当期指定正味財産増減額 f	0	0	0
当期正味財産増減額 e+f	▲ 2,268	841	▲ 229
正味財産期末残高	113,584	114,885	75,645
IV 県の財政支出状況	(単位:千円)		
	5年度決算	6年度決算	7年度予算
補助金・負担金	96,853	101,820	139,972
貸付金			
委託料			
計	96,853	101,820	139,972
V 負債の部のうち県の支援状況	(単位:千円)		
	5年度末	6年度末	
県貸付金残高	0	0	
債務保証残高	0	0	
損失補償残高	0	0	
VI 役職員の状況	(令和7年4月1日現在 / 単位:人)		
(1)役員数	理事	監事	計
常勤役員	1	0	1
うち県派遣職員	0	0	0
うち県職員OB	1	0	1
非常勤役員	4	2	6
うち県職員	1	0	1
うち県職員OB	0	1	1
計	5	2	7
(2)職員数			
プロバー職員			2
県派遣職員			1
県以外からの派遣			0
県職員OB			0
任期付職員・その他			0
小計			3
嘱託・非常勤等			0
臨時職員			22
合計			25

【記載要領】

- 記載内容

 - 1 「収支計算書」の当期収入及び当期支出の各科目は、適宜変更してかまいませんが、一般会計と特別会計は合算してください。
 - 2 「II 貸借対照表」の科目については、必要に応じて適宜変更してください(例:「正味財産の部」→「資本の部」)
 - 3 「令和7年度の主な事業と事業費」については、記載内容の根拠となる資料(予算書等)に内容が記載されている場合は該当箇所に色づけ)を提出してください。
 - 4 「III 給与等支給状況」は、直近の決算における額としてください。記載内容の根拠となる資料(金額や人頭数等が分かるもの)を提出してください。
 - 5 「IV 県の財政支出状況」については、主管課の分だけではなく、それ以外の県所属からの支出も含めて、県全体の支出額を記載してください。
記載内容の根拠となる資料(決算書等)に内容が記載されている場合は該当箇所に色づけ)を提出してください。
 - 6 千円未満の端数については、原則、四捨五入とし、内訳があるものは、合計において四捨五入となるように調整してください。
 - 7 「VI 役職員の状況」について、役員が職務を兼務しているもの(例:理事・兼務事務局長)については、役員として計上し、職員数には含めないでください。また、他団体の職員が兼務しているものは、職員数には含みません。別途提出いただく「役職員名簿等に属性(県派遣職員、県職員OB、県以外からの派遣 フローバー職員、任期付き職員、臨時・非常勤職員など)を記入してください。